

○学生の留学に関する規程

昭和62年4月1日

制定

改正 昭和63年4月1日

平成3年4月1日

平成8年4月1日

平成12年4月1日

平成16年4月1日

平成18年4月1日

平成19年4月1日

平成20年4月1日

平成21年10月30日

平成22年4月1日

平成25年4月1日

平成26年4月1日

平成27年4月1日

平成28年4月1日

平成29年4月1日

令和4年3月25日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学学則（以下「学則」という。）第10条の4第3項に基づき、駒澤大学（以下「本学」という。）学生の留学に関し、必要な事項を定める。

2 この規程に定める外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有する大学又はこれに相当する高等教育機関をいう。

(留学の定義)

第2条 この規程で留学とは、学生が本学の許可を得て、学生交流協定を結んでいる外国の大学（以下「協定校」という。）又は協定校以外の外国の大学及びそれらに準ずる機関（以下「認定校」という。）において当該所属学部の特設科目に相当する授業科目を履修することをいう。

2 前項の協定校とは、「駒澤大学国際学術交流規程」別表に掲載されたうち、学生交流協定に基づき、本学学生を派遣することができる大学をいう。

3 学生が休学して外国で学習する場合又は別に定める学生の海外研修に関する規程により許可された場合は、この規程を適用しない。

(留学期間)

第3条 留学期間は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 留学期間は、1か年の長期留学、又は6か月の短期留学のいずれかとする。
- (2) 長期留学期間は、原則として1か年とする。ただし、特別の理由がある場合は、申請により更に1か年以内に限り留学期間の延長を許可することがある。
- (3) 短期留学期間は、原則として6か月とする。ただし、特別の理由がある場合は、申請により更に6か月未満に限り留学期間の延長を許可することがある。

2 前項による留学期間は、在学年数に算入する。

(留学の始期及び終期)

第4条 留学の始期は4月1日又は9月16日とし、留学の終期は3月31日又は9月15日とする。

2 前項に規定する日の前後に出国又は帰国した場合は、いずれかの日付に読替えるものとする。

(留学資格)

第5条 留学の資格を有する者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 留学の始期の属する年度の授業料等の学費を納入している者
- (2) 本学に1年以上在学し、かつ、大学進級規程第2条に定める単位を修得している者

(留学手続)

第6条 留学を希望する者は、所定の「留学許可申請書」に次の書類を添えて当該協定校又は当該認定校（以下「留学先」という。）に留学の手続をする前に願い出なければならない。

- (1) 留学計画書
- (2) 留学前後における本学での履修計画書
- (3) 成績（単位修得）証明書
- (4) その他本学が指示する書類

2 認定校への留学を希望する者は、前項に掲げるもののほか、留学先の履修課程及び授業科目の内容等を詳述した履修要覧を提出しなければならない。

3 留学許可申請の時期は、別に定める。

(留学の許可)

第7条 留学の許可は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(留学報告)

第8条 留学期間が終了したときは、1か月以内に次の各号に定められた書類により学長に報告しなければならない。

- (1) 留学報告書
- (2) 旅券の写し、搭乗券又は電子航空券の控え等
- (3) 留学先大学での在学期間証明書等在学期間を明記した書類

2 前項に定められた留学報告が提出されないときは、留学期間の属する年度は休学したものとす。

(修得単位の認定)

第9条 留学先で履修した授業科目の修得単位は、学則第10条の4第2項に基づき、教授会の認定により、授業科目の修得単位として卒業に必要な単位数に算入することができる。

2 前項により修得単位の認定を受けようとする者は、所定の期日までに次の各号に定められた書類を提出し、願出しなければならない。

- (1) 修得単位認定申請書
- (2) 留学先発行の当該授業科目の成績(単位修得)証明書
- (3) 留学先発行の当該授業科目の授業内容・履修期間及び履修時間数を証明する書類
- (4) その他本学が指示する書類

(留学取消及び留学辞退)

第10条 留学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、教授会の議を経て当該留学生の留学許可を取消することができる。

- (1) 留学先において授業科目履修の承認を得られなかったとき。
- (2) 留学の成果をあげる見込みがなくなったとき。
- (3) 紛争や感染症等により留学先が危険であると判断したとき。
- (4) 本学学生としての本分に反したとき。

2 病気その他やむをえない理由により留学の継続が不可能になった場合は、所定の「留学辞退届」にその旨を証明する書類を添えて速やかに学長に届け出なければならない。

3 留学生が留学の許可を取り消された場合、あるいは留学を辞退した場合の取扱いは、教授会の定めるところによる。

(学費の減免)

第11条 留学を許可された者については、留学期間の属する年度の学費を減免することが

ある。

(協定校留学者に対する特例)

第12条 協定校への留学を許可された者については、学生交流協定に基づき、特別の取扱いをすることがある。

(留学者の履修登録の特例)

第13条 9月16日から1年間の留学を許可された者は、留学の始期が属する年度の始めに履修登録した通年授業科目については、留学期間終了後も当該授業科目を継続して履修することができる。

2 前項により当該授業科目の継続履修を希望する者は、事前にその旨を願い出、かつ、留学期間終了後速やかに当該授業科目の継続履修手続を完了しなければならない。

附 則

1 この規程は、昭和62年4月1日から施行し、昭和62年度在学者より適用する。

2 削除

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。